

北上市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月7日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第30号

北上市会計規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市会計規則の一部を改正する規則

北上市会計規則（平成6年北上市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(証券による納入)</p> <p>第19条 法第231条の2第3項の規定に基づき歳入として納付できる証券は、次の各号に掲げる証券とする。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は会計管理者若しくは指定金融機関等を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が<u>北上市</u>の区域内であって、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(証券による納入)</p> <p>第19条 法第231条の2第3項の規定に基づき歳入として納付できる証券は、次の各号に掲げる証券とする。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は会計管理者若しくは指定金融機関等を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が<u>全国</u>の区域内であって、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。